

青森県特別支援教育研究会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は青森県特別支援教育研究会と称する。

第2条 本会の事務局は、会長指定の学校に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、特別支援教育についての研究を深め、その振興充実をはかることを目的とする

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1. 研究会、講習会の開催 | 4. 会員の研究助成 |
| 2. 研究成果の刊行 | 5. 関係団体との連絡及び加盟 |
| 3. 研究調査 | 6. その他特別支援教育振興充実のための事業 |

第3章 会員及び組織

第5条 本会は、県内の特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室を有する小、中学校に勤務する者、並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第6条 本会には次の部会を置く。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 視覚障がい教育部会 | 4. 肢体不自由教育部会 |
| 2. 聴覚障がい教育部会 | 5. 病弱虚弱教育部会 |
| 3. 知的障がい教育部会 | 6. 言語障がい教育部会 |

第7条 各部会は、本会が承認したそれぞれの規約によって役員組織をもち、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 | 4. 部会長 | 6名 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 5. 理 事 | 16名 |
| 3. 監 事 | 2名 | 6. 幹 事 | 若干名 |

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会 長：会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長：会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
3. 監 事：会計を監査する。
4. 部会長：部会を総括し、本会運営に参加する。
5. 理 事：本会運営の重要事項の審議に参画する。
6. 幹 事：本会の事務局を担当し、庶務会計をつかさどる。

第10条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長及び監事は総会において選出する。
2. 部会長は各部会で選出する。
3. 理事は各部会から選出された者がなり、各部会2名とする。
ただし、知的障がい教育部会は5名、言語障がい教育部会は3名とする。
4. 幹事は会長が委嘱する。

第11条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする

第5章 会議

第12条 本会の会議をわけて、総会及び役員会とする。

第13条 総会は年度初めに会長が招集し、役員及び各部会構成員から25名につき1名の割合で各部会から選出された評議員の過半数の出席をもって成立する。

議長は、出席者の過半数をもって次の事項を審議決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 事業計画 | 4. 役員の改選 |
| 2. 予算及び決算 | 5. その他 |
| 3. 会則の改正 | |

第14条 役員会は監事を除く役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、次の項を行う。ただし、会長が必要と認めた場合は、部会長会議を招集して処理することができる。

1. 総会に提出する議案に関する事。
2. 事業の運営に関する事。
3. 部会の規約承認に関する事。
4. その他

第15条 部会は必要に応じて部会長が招集し、部会運営に関する事項を審議決定する。

第6章 会計

第16条 本会の経費は、本会費、補助金、その他をもってあてる。

1. 本会費は各部会年額3,000円とする。
2. 本会費は前第6条の各部会が納入するものとする。

第17条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 簿冊等

第18条 本会には次の簿冊等を備える。

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 会則簿 | 4. 記録簿 |
| 2. 会員名簿及び役員名簿 | 5. 会長印 |
| 3. 会計簿 | |

付則

本会は昭和47年4月28日から施行する。

昭和49年4月26日一部改正

昭和50年4月24日一部改正

昭和52年5月12日一部改正

昭和55年5月15日一部改正

昭和60年4月26日一部改正

昭和62年5月11日一部改正

平成元年4月25日一部改正

平成2年4月18日一部改正

平成4年4月16日一部改正

平成6年4月13日一部改正

平成11年4月13日一部改正

平成14年4月17日一部改正

平成18年4月18日一部改正

平成19年4月17日一部改正

平成27年4月9日一部改正

平成30年4月11日一部改正 (第3章第6条、第8条)

令和6年4月10日一部改正 (第6章第16条)

令和8年4月15日一部改正 (第3章第6条、第4章第10条)